

令和 7 年度親水性中央公園活性化事業推進業務委託

仕様書

1. 業務名

令和 7 年度親水性中央公園活性化事業推進業務委託

2. 契約履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

3. 業務の趣旨・目的等

本市の玄関口でもある勝田駅周辺地区は、まちのシンボルとなる新中央図書館の整備を進めるほか、快適で安心して歩ける歩行空間を確保することで、まちなかの回遊性向上を図るとともに、水と緑に囲まれた親水性中央公園を活かし、市民が集い憩うことができる空間を創出するなど、居心地の良いまちなかを創出する事業を進めている。また近年では、「HITACHINAKA COFFEE FESTIVAL」や「熱気球イベント」など、親水性中央公園を活用したイベントが開催されてきている。

しかしながら本市の観光においては、国営ひたち海浜公園や那珂湊おさかな市場、海水浴場など、海浜部を中心に春から秋の時期にかけて多くの観光客が訪れているが、市街地への回遊が少ない傾向にある。

このような状況の中で、閑散期の親水性中央公園を会場に、ひたちなか市の新たな観光コンテンツ定着を目指した集客イベントを開催し、市街地への回遊を目指すとともに、夜の時間帯も含めたイベントとすることで、遠方からの来場者の宿泊にも繋げていく。

4. 業務の内容

親水性中央公園活性化事業推進業務委託（以下「本業務」という。）は、イベントの企画・設営・運営・広報をはじめ、発注者や関係団体等との連絡調整や必要な手続きなど、イベント企画運営に係る業務一式とする。

（1） イベントの企画・設営・運営

①実施日時

- ・令和 7 年 12 月から令和 8 年 2 月までの土曜日・日曜日・祝日のうち最低 1 日間、想定実施時期を提案すること。
- ・天候等の影響で開催が困難な場合は、発注者と協議の上開催の可否を決定すること。

②実施場所

- ・ひたちなか市親水性中央公園

③イベントの内容

- ・ イベント全体のコンセプトを掲げること。
- ・ 本市の新たな観光コンテンツとして定着し、継続的に実施できるものを提案すること。
- ・ 市街地の賑わい創出及び来場者の宿泊にも繋げる提案をすること。
- ・ 公園の特性を考慮した会場レイアウトを提案すること。
- ・ イベントの目標来場人数を想定の上、出店店舗数等についての提案を行うこと。
- ・ 出店者等については、可能な限り地元企業と連携すること。

④イベント設営

- ・ 設営及び撤収作業については、発注者と協議の上日程を決定し、安全確保に留意すること。

⑤イベント運営

- ・ 会場案内、誘導案内等イベント当日の運営を行うこと。
- ・ イベントを開催するにあたり、近隣の渋滞対策などに考慮した運営計画を提案すること。

(2) 広報業務

- ・ 市外及び県外からの集客を見込み、SNS、チラシ、ポスター等を活用した広報計画を立て、集客促進のための活動を実施すること。

(3) 実施体制

- ・ 適切かつ円滑に業務を実施する体制を構築し業務責任者を選任するとともに、発注者との連絡調整を適切に行うこと。
- ・ 契約後、着手届・業務主任者選任通知書・工程表を速やかに市に提出すること。

(4) 成果物

- ・ 受託者は、次の成果物をひたちなか市に提出することとする。

事業完了報告書（紙印刷2部、PDFデータ）

※なお、以下の事項を記載すること。

（イベント来場者数・出店店舗の情報・出店者売上・イベントを通して考えられる会場の課題・イベント準備、期間中、撤収状況の写真等）

5. 実施スケジュール

4. に規定する業務内容を契約履行期間内に実施し、完了すること。なお、各業務の実施時期については発注者と受託者が協議の上決定するものとする。

6. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとする。

7. 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における4.(4)までに掲げる成果物の所有権は、ひたちなか市に帰属するものとする。
- (2) 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を当該著作物の引渡し時に、ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

8. 留意事項

- (1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。
また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏洩してはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏洩が無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。
- (3) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。
- (4) 疫病、食中毒、暴風雨、地震、火災、暴動その他発注者の責に帰すことのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力によりイベントの運営が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、発注者に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受注者はその責めに帰する事由により、イベントの実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

9. 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議のうえ決定すること。